

ホーム > 組織でさがす > 避難者支援課 > 帰還・生活再建に向けた総合的な支援策について

## 帰還・生活再建に向けた総合的な支援策について

ツイート

いいね! <202

印刷用ページを表示する

掲載日：2015年12月25日更新

### 帰還・生活再建に向けた総合的な支援策について

避難指示区域外から避難されている方への帰還・生活再建に向けた総合的な支援策については、次のとおりです。

避難指示区域外からの避難者への仮設・借上げ住宅の供与期間を、平成29年3月31日まで1年間延長するとともに、帰還・生活再建に向けた総合的な支援策に取り組みます。

重点施策として、避難元へ帰還する際の移転費用の支援、民間賃貸住宅家賃への支援、公営住宅等の確保に向けた取組を実施します。そのほか、生活再建支援策の拡充・継続を行い、避難者の帰還や生活再建、生活の安定を図ります。

帰還・生活再建に向けた総合的な支援策（生活再建関連）（印刷用） [PDFファイル/520KB]

福島県からのお知らせ

避難指示区域外から避難されている方への

※平成27年12月25日公表

### 帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

生活再建関連



### 主要施策概要

避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策の主な施策の概要は次のとおりです。  
帰還・生活再建に向けた総合的な支援策（主要施策概要）（印刷用） [PDFファイル/325KB]

帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

主要施策概要

① 民間賃貸住宅家賃への支援

(1) 対象世帯  
 応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯。  
 なお、県内避難者については、終了後も避難の継続が必要な妊婦・子ども世帯を対象とします。  
 ○避難指示区域からの避難世帯、被災者生活再建支援金の対象世帯、原子力損害賠償（住宅確保損害）の対象となる世帯など他制度による支援がある世帯は除く。  
 ○一定条件のもとで現在居住している都道府県内（県内は避難先の市町村内）で転居する世帯も対象とします。（例：手狭、通院・通学、専業主婦が低廉な住宅へ転居など）

(2) 収入要件  
 公営住宅法による公営住宅の入居基準を参考に、県が定めた基準額以下の世帯を対象とします。（※収入要件については別紙を参考）  
 ○母子避難など二重生活世帯については「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱う。  
 (3) 対象期間 平成29年4月から2年間とする。  
 ○なお、円滑な住宅確保のため、補助の開始時期を前倒しして、補助対象期間を延長可能とする予定。  
 (4) 補助率  
 1年目 家賃の2分の1（一月当たり最大3万円）  
 2年目 家賃の3分の1（一月当たり最大2万円）  
 ○初期費用負担の軽減のため、定額10万円を別途補助する。

② 住宅確保等への取組

(1) 公営住宅等の確保に向けた取組  
 応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進める。  
 【福島県県営住宅】  
 ○子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者について優先入居を実施。  
 （平成26年10月1日から実施）  
 ○今後、当該支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、申請の住宅を中心に提供する予定。  
 ※募集開始は平成28年度以降となる見込み。  
 【県外の公営住宅等】  
 ○子ども・被災者支援法に基づく優先入居の実施等による独自支援を実施。

【雇用促進住宅】  
 ○東日本の一部の空き住戸について、新たな入居先として募集し、平成31年3月まで入居可能とする。  
 ○募集案内は平成28年度上期に公表し、募集開始時期は平成28年度下期以降となる予定。  
 ※雇用促進住宅の入居資格を満たす必要あり。  
 【UI賃貸住宅】  
 ○①の対象世帯について、入居申込時の申込資格を緩和し、資格確認時における基準月収額の算定方法の特例を規定。  
 ※その他の住宅を活用した支援についても、各管理者と協議の上、今後検討を進める。  
 いずれも有償での入居となります。

③ 移転費用の支援

○福島県ふるさと住宅移転補助金  
 平成27年12月14日受付開始。  
 （対象世帯）  
 県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した世帯。  
 ※平成29年3月末までに完了する移転が対象。  
 （補助額）（ ）内は単身世帯  
 県外からの移転 10万円  
 （5万円）  
 県内からの移転 5万円  
 （3万円）

<お問い合わせ先>  
 福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル  
 0120-303-059

移転費用の支援 平成27年12月14日受付開始

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、応急仮設住宅等に入居していた方が、自宅等へ移転した場合に要した費用について、福島県ふるさと住宅移転補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。

詳しくは福島県ふるさと住宅移転（引越し）補助金のページへ

民間賃貸住宅家賃への支援 平成29年4月から実施

(1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯を対象とします。

なお、県内避難者については、供与期間終了後も避難の継続が必要な妊婦・子ども世帯を対象とします。

※ ただし、以下の条件に当てはまる世帯は、この制度の対象外となります。

- ア 避難指示区域からの避難世帯
- イ 被災者生活再建支援金の対象世帯
- ウ 原子力損害賠償（住宅確保損害）の対象世帯
- エ その他の制度による家賃支援の対象世帯

一定条件のもとで現在居住している都道府県内（県内は避難先の市町村内）で転居する世帯も対象とします。

- (例)
- ・部屋が手狭であるため転居する世帯
  - ・通院、通学のために転居する世帯
  - ・家賃がより低廉な住宅へ転居する世帯

(2) 収入要件

公営住宅法による公営住宅の入居基準を参考に、県が定めた基準額以下の世帯を対象とします。

母子避難世帯など二重生活世帯については、「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱います。

基準額 =	世帯全員の年間所得の合計 - (38万円×同居者数)	≤ 158,000円
	12ヶ月	

所得とは、所得税法の例に準じて算定された所得金額をいいます。主なものは下記の通りです。

- ア. 給与所得…基準とする年中の給与収入の金額から給与所得控除額を控除した額
- イ. 事業所得…基準とする年中の事業所得にかかる総収入金額から必要経費を控除した額
- ウ. 公的年金所得…基準とする年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額

※ 基準とする年は平成27年となる見込みです。

- ※ 1世帯で2人以上所得のある人がいる場合は、各所得金額を合算します。
- ※ 所得には、上のア～ウ以外にも利子所得、不動産所得、配当所得等があり、これらについても合算することとなります。
- ※ 所得に算定されないもの（非課税所得）の例
  - ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金
  - ・遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金
  - ・寡婦年金、老齢福祉年金
  - ・生活保護の各扶助費
  - ・失業給付金 など

より詳しい説明は、「[収入要件について \[PDFファイル/101KB\]](#)」をご覧ください。

### (3) 対象期間

平成29年4月から2年間補助を行います。

なお、円滑な住宅確保のため、補助の開始時期を前倒して、補助対象期間を延長可能とする予定です。

### (4) 補助率

家賃への補助率（額）は、次のとおりとなります。

1年目 家賃の2分の1（一月当たり最大3万円）

2年目 家賃の3分の1（一月当たり最大2万円）

また、初期費用負担の軽減のため、定額10万円を別途補助します。

## 住宅確保等への取組

### (1) 公営住宅等の確保に向けた取組

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先入居や、空き住戸の活用による支援を進めます。なお、いずれの住宅についても、有償での入居となります。

〈福島県営住宅〉

子ども・被災者支援法に基づく、支援対象避難者の方について優先入居を実施しています。（平成26年10月1日から実施）

今後、当該支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、中通りの住宅を中心に提供する予定です。

※募集開始時期は平成28年度以降となる見込です。

※支援対象避難者とは、平成23年3月11日時点で、中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた方で、現在避難されている方、今後避難される方、避難先を変更される方です。

〈県外の公営住宅〉

子ども・被災者支援法に基づく優先入居の実施等による独自支援を要請しています。

〈雇用促進住宅〉

東日本の一部の空き住戸について、新たな入居先として募集し、平成31年3月まで入居可能とします。

募集案内は平成28年度上期に公表します。また、募集開始時期は平成28年度下期以降となる予定です。

※入居には雇用促進住宅の入居者資格を満たす必要があります。

〈UR賃貸住宅〉

民間賃貸住宅家賃補助の対象世帯に対して、入居申込時の申込資格を緩和し、資格確認時における基準月収額の算定方法の特例を設置する予定です。

〈その他の住宅〉

その他の住宅を活用した支援についても、各管理者と協議の上、今後検討を進めてまいります。

### (2) 住まいに関する意向調査の実施

避難世帯ごとに、平成29年4月以降の住まいの確保状況や意向等を調査します。この調査結果をもとに、お一人お一人の福島県への帰還や生活再建に向けてしっかりと対応していきます。

## お問い合わせ先

避難者支援課 被災者のくらし再建相談ダイヤル 0120-303-059

受付時間

午前9時～午後5時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

福島県庁（県庁へのアクセス）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel: 024-521-1111(代表) E-mail:

kouho@pref.fukushima.lg.jp

個人情報の取り扱いについて [リンク](#)・著作権・免責事項などについて [福島県ホームページについて](#)

RSS配信について [福島県の広告事業について](#)

# 帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

## 生活再建関連

### 福島県

#### 考え方

- 避難指示区域外からの避難者への仮設・借上げ住宅の供与期間を、平成29年3月まで1年間延長するとともに、帰還・生活再建に向けた総合的な支援策に取り組む。
- 重点施策として、**避難元へ帰還する際の移転費用の支援、民間賃貸住宅家賃への支援、公営住宅等の確保に向けた取組**を実施。
- そのほか、生活再建支援策の拡充・継続を以下のとおり実施し、避難者の帰還や生活再建、生活の安定を図る。

#### 生活再建支援策の拡充・継続

##### 〈生活支援〉

- 避難者を支援する民間団体等との連携による、相談・見守り・交流の場の確保策を、平成28年度から新たに県内でも実施
- 避難世帯への適切な情報提供体制の強化
- 被災求職者や避難者、帰還者の就労支援による生活再建の実現

##### 〈コミュニティ形成支援、心の復興〉

- 避難者同士及び地域住民との間のコミュニティの維持・形成を図るため、自治会・NPO等が実施する交流活動を支援
- 民俗芸能の継承・発展を支援し、ふるさととの絆を維持

##### 〈教育〉

- 震災の影響による子どもの体力低下、肥満の増加等に対応するための、体力向上策や食環境整備
- 震災の影響により減少した体験活動を充実させ、これからの復興を担う子どもたちを育成

##### 〈住まい〉

##### 〈健康・福祉・子育て〉

##### 〈就労〉

##### 〈生活資金〉

##### 〈放射線への対策〉

##### 〈リスクコミュニケーション〉

##### 〈除染〉

##### 〈賠償支援〉

### 国（復興庁）

#### 考え方

- 平成28年度に大幅に拡充する「被災者支援総合交付金」により、福島県が実施する県内外の避難者の生活再建等に向けた取組を支援。

#### 被災者支援総合交付金

##### 〈支援の対象とする事業メニュー例〉

##### 〈被災者支援総合事業〉

##### 〈住宅・生活再建支援〉

##### 〈心の復興〉

##### 〈コミュニティ形成支援〉

##### 〈被災者生活支援事業〉

##### 〈県外避難者支援〉

##### 〈被災者見守り・相談支援事業〉

##### 〈被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業〉

##### 〈被災地健康支援事業〉

#### 住宅確保

- 雇用促進住宅の一部提供について、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して協力を要請。

帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

主要施策概要

① 民間賃貸住宅家賃への支援

(1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯。

なお、県内避難者については、終了後も避難の継続が必要な妊婦・子ども世帯を対象とする。

○避難指示区域からの避難世帯、被災者生活再建支援金の対象世帯、原子力損害賠償（住居確保損害）の対象となる世帯など他制度による支援がある世帯は除く。

○一定条件のもとで現在居住している都道府県内（県内は避難先の市町村内）で転居する世帯も対象とする。

（例：手狭、通院・通学、家賃が低廉な住宅への転居など）

(2) 収入要件

公営住宅法による公営住宅の入居基準を参考に、県が定めた基準額以下の世帯を対象とする。〔※収入要件については別紙を参考〕

○母子避難など二重生活世帯については「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱う。

(3) 対象期間 平成29年4月から2年間とする。

○なお、円滑な住宅確保のため、補助の開始時期を前倒して、補助対象期間を延長可能とする予定。

(4) 補助率

1年目 家賃の2分の1（一月当たり最大3万円）

2年目 家賃の3分の1（一月当たり最大2万円）

○初期費用負担の軽減のため、定額10万円を別途補助する。

② 住宅確保等への取組

(1) 公営住宅等の確保に向けた取組

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進める。

[福島県県営住宅]

○子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者について優先入居を実施。

（平成26年10月1日から実施）

○今後、当該支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、中通りの住宅を中心に提供する予定。

※募集開始は平成28年度以降となる見込み。

[県外の公営住宅等]

○子ども・被災者支援法に基づく優先入居の実施等による独自支援を要請。

[雇用促進住宅]

○東日本の一部の空き住戸について、新たな入居先として募集し、平成31年3月まで入居可能とする。

○募集案内は平成28年度上期に公表し、募集開始時期は平成28年度下期以降となる予定。

※雇用促進住宅の入居者資格を満たす必要あり。

[UR賃貸住宅]

○①の対象世帯について、入居申込時の申込資格を緩和し、資格確認時における基準月収額の算定方法の特例を設定。

※その他の住宅を活用した支援についても、各管理者と協議の上、今後検討を進める。

いずれも有償での入居となります。

(2) 住まいに関する意向調査の実施

避難世帯ごとに、平成29年4月以降の住まいの確保状況や意向等を調査。郵送等により全戸への調査を実施。（平成28年1月予定）

③ 移転費用の支援

○福島県ふるさと住宅移転補助金  
平成27年12月14日受付開始。

〈対象世帯〉

県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した世帯。

※平成29年3月末までに完了する移転が対象。

〈補助額〉（ ）内は単身世帯

県外からの移転 10万円  
（5万円）

県内からの移転 5万円  
（3万円）

〈お問い合わせ先〉

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル  
0120-303-059





## 福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金について



東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、応急仮設住宅等に入居していた方が、自宅等へ移転した場合に要した費用について、補助金を交付します。

### 対象世帯 ※平成29年3月31日までに完了する自宅等への移転が対象となります

県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は避難元市町村)の自宅等へ移転した世帯。  
なお、事業開始前(平成27年12月6日まで)に既に移転が完了している世帯については、  
応急仮設住宅等に2年を超えて居住していた場合、対象とします。

〈応急仮設住宅等〉建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供されている住宅

〈自宅等〉避難前住居、新たに建設・購入・賃貸する住宅、災害公営住宅(地震・津波被災者向け)、その他公営住宅等

市町村で実施している移転費用の補助を含む事業の対象世帯、避難指示区域(平成27年10月1日現在)からの避難世帯、応急仮設住宅等の不適正利用が認められる世帯については対象外となります。

### 補助額 ※( )内は単身世帯の額

県外からの移転 10万円(5万円) / 県内からの移転 5万円(3万円)

### 申請の流れ ※①には、借上げ住宅等の契約書、退去申出書(これから退去される方)等の写しの添付が必要となります

- ①応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)を避難元市町村に提出し、確認を受けてください。
- ②避難元市町村の確認を受けた書類と、以下の**必要書類**を県へ郵送してください。

### 必要書類 ※申請書様式は県避難者支援課HP、県地方振興局企画商工部、各市町村窓口を設置しております

- ①自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式)
- ②応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式) ※避難元市町村の確認を受けたもの
- ③自宅等移転後の公共料金の領収書等の写し(第3号様式に貼付)
- ④補助金の入金口座が確認できる預金通帳の写し

### 申請期限 ※( )内は事業開始前(平成27年12月6日まで)に移転が完了した世帯の提出期限

#### ①避難元市町村への応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)の提出期限

自宅等への移転完了日から3ヶ月を経過した日の属する月の15日(平成28年3月15日)

#### ②県への補助金申請期限(期限日までの消印有効)

自宅等への移転完了日から3ヶ月を経過した日の属する月の末日(平成28年3月31日)

その他、申請方法や添付書類等の詳細については、「福島県ふるさと住宅移転補助金の交付について(補助金申請要領)」(上記HP、窓口を設置)をよくご確認ください。



### 問い合わせ先

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル 0120-303-059 (平日午前9時~午後5時)

福島県避難者支援課 024-521-8306、024-521-8034 (平日午前8時半~午後5時15分)

## 収入要件の考え方（算定方法）について

## ○収入要件について

以下の基準額を満たす世帯を対象とします。

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38 \text{万円} \times \text{同居者数})}{12 \text{ヶ月}} \leq 158,000 \text{円}$$

上の基準額を世帯人数ごとに分けた表は以下のとおりとなります。（単位：円）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
同居者数	なし	1人	2人	3人	4人	5人
所得金額	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000

## ○所得とは

所得税法の例に準じて算定された所得金額をいいます。主なものは下記のとおりです。

- ア. 給与所得…基準とする年中の給与収入の金額から給与所得控除額を控除した額
- イ. 事業所得…基準とする年中の事業所得にかかる総収入金額から必要経費を控除した額
- ウ. 公的年金所得…基準とする年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額

※基準とする年は平成27年となる見込みです。

※1世帯で2人以上所得のある人がいる場合は、各所得金額を合算します。

※所得には、上のア～ウ以外にも利子所得、不動産所得、配当所得等があり、これらについても合算することとなります。

※所得に算定されないもの（非課税所得）の例

- ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金
- ・遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金
- ・寡婦年金、老齢福祉年金
- ・生活保護の各扶助費
- ・失業給付金 など

## ○所得の確認方法について

給与収入、事業収入、年金収入における所得の確認方法は以下のとおりです。

※実際の申請時には、市町村が発行する所得証明書が必要となります。

## ①給与収入の場合

勤務先から発行される給与所得の源泉徴収票における給与所得控除後の金額欄をご確認ください。

給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所				(受給者番号)	
					(フリガナ)	
					(役職名)	
種別	支払金額		給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	内	千	円	内	千	円
				※※※※※※※		

※、※※※、※※※※の部分が所得になります。

【参考】源泉徴収票がなく年間の給与収入から給与所得を計算する方法

年間給与収入額	年間給与所得金額
0 円 ~ 650,999 円	年間給与所得=0
651,000 円 ~ 1,618,999 円	年間給与所得=年間給与収入金額-650,000
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	年間給与所得=969,000円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	年間給与所得=970,000円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	年間給与所得=972,000円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	年間給与所得=974,000円
1,628,000 円 ~ 1,803,999 円	年間給与収入金額を4,000円で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4,000円を掛戻し、出た金額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.6 = \text{年間給与所得}$
1,804,000 円 ~ 3,603,999 円	$A \times 0.7 - 180,000 = \text{年間給与所得}$
3,604,000 円 ~ 6,599,999 円	$A \times 0.8 - 540,000 = \text{年間給与所得}$
6,600,000 円 ~ 9,999,999 円	年間給与所得=年間給与収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000$

※平成27年1月2日以降に現在の勤務先に就職した場合は、勤務先が発行する給与支払証明書等の提出が必要になります。

○給与所得者の収入-所得対応表

(単位:円)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
同居者数	なし	1人	2人	3人	4人	5人	
給与所得者	収入金額	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
	所得金額	1,894,800	2,275,600	2,653,600	3,034,400	3,415,200	3,796,000

収入要件計算は年間所得金額を用いていますが、それに対応する年間収入額は上表のとおりとなります。ただし、この表は世帯に収入のある人が1人の場合の目安となります。

(注) 以下の場合は上表は参考とはなりません。

- 1 世帯に収入のある人が2人以上いる場合。
- 2 平成27年1月2日以降に就職、転職、休職、退職した場合。



②事業収入の場合

所得税の確定申告書の所得金額合計欄をご確認ください。

所得金額	事業	営業等	①										
		農業	②										
		不動産	③										
		利子	④										
		配当	⑤										
		給与	⑥										
		雑	⑦										
		総合譲渡一時 ケ+((コ+サ)×1/2)	⑧										
		合計	⑨		※	※	※	※	※	※	※	※	※

※, ※※※, ※※※の部分  
が所得になります。

※平成27年1月2日以降に現在の事業を始めた場合は、確定申告書の例による事業所得の所得金額内訳表により収入と経費の状況を確認します。

③年金収入の場合

公的年金等の源泉徴収票の支払金額欄をご確認ください。

支払金額に、以下の計算を行ったものが所得金額となります。

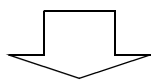
※2種類以上（厚生年金と企業年金など）の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、下の計算式で計算します。

※平成27年1月2日以降に年金支給が開始した場合は、年金証書の支払年金額（改定があったときは改定通知書の支払年金額）で下の計算式で計算します。

公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は 居所	
	氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円 ※※※, ※※※	

※※※, ※※※の部分  
を下表の(A)にあてはめて所得額を算出



受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,200,000円未満	0円
	1,200,000円以上 ~ 3,300,000円未満	(A) - 1,200,000円
	3,300,000円以上 ~ 4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円以上 ~ 7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円
年齢65歳未満の方	700,000円未満	0円
	700,000円以上 ~ 1,300,000円未満	(A) - 700,000円
	1,300,000円以上 ~ 4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円以上 ~ 7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円

○計算表

①入居世帯の所得（年額）の計算

	所得の種類(給与所得、事業収入、年金収入等)	所得額
入居名義人の所得		円
同居人①の所得		円
同居人②の所得		円
同居人③の所得		円
所得額の合計		(A) 円

②控除額の計算

	控除の対象	控除額
同居者控除	申込者本人以外で一緒に入居する方	38万円 × 名 = (B) 円

③額の計算

$$\left[ \begin{array}{ccc} \text{世帯所得の合計} & & \text{控除額の合計} \\ (A) & \text{円} - & (B) \text{円} \end{array} \right] \div 1.2 = \text{円}$$

◎母子避難など二重生活をしている世帯の場合、避難している世帯全員分とその配偶者等の所得の合計額に1/2を乗じた金額が(A)欄に入ります。